

京都市資産有効活用市民等提案制度 実施要領

平成24年7月10日施行

(令和3年4月1日一部改正)

京都市行財政局資産イノベーション推進室

京都市資産有効活用市民等提案制度 実施要領

1 趣旨

京都市では、資産活用に関する基本的な考え方などを盛り込んだ「京都市資産有効活用基本方針」を策定し、市有資産（土地及び建物）の有効活用に向けた取組を一層推進しているところです。

この取組の一環として、自らが実施主体となろうとする市民や事業者の皆様から、市有資産の有効活用に係る提案を常時受け付ける「京都市資産有効活用市民等提案制度」によって、市民や事業者の皆様の自由で創意工夫に富んだノウハウや発想を生かした資産の有効活用を推進しています。

2 提案の対象

本市が保有する土地及び建物を対象とします。

ただし、次に示すものなど、一部の資産については対象外と判断する場合があります。

<対象外となる資産（例）>

- ・ 既に活用方針（売却等）を定め、取組に着手している資産
ただし、売却予定地の短期借受けなど、その方針や取組に支障が生じない提案等については受け付ける場合があります。
 - ・ 公営企業（交通局及び上下水道局）管理者が管理する資産
 - ・ 教育委員会が管理する学校跡地
- ※ 学校跡地については、別途、『学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集』において、活用提案を募集しています。
詳しくは、資産イノベーション推進室（学校跡地活用促進担当 TEL075-222-4119）までお問い合わせください。

※ 活用検討の対象となる市有地について、詳細情報（現況、位置図、建物の有無など）を含めた一覧を公開しています。

※ 「有効活用に向けた市有地情報の公開について」

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000163467.html>)

3 募集する提案

提案者自らが実施主体となって、対象資産を有効活用する提案を募集します。

<提案例>

- ・ 未利用地の買受け、借受け
- ・ 余剰スペースの借受け
- ・ 売却予定地や供用予定地の短期借受け
- ・ 民間主導による老朽施設の建て替え など

ただし、次のような提案はできませんので、御注意ください。

<対象外となる提案>

- ・ 施設の廃止や休止などを伴う提案
(既に廃止、休止等の方針が示されている資産に対する提案、敷地の一部など未利用部分のみの買受けで当該機能に支障をきたさないような提案、当該機能の移転、代替などを含む提案などは受け付けます。)
- ・ 本市に経費負担が発生する提案
(十分な財政効果や本市の政策実現に寄与すると認められる提案は受け付けます。)
- ・ 提案者以外が実施主体となることを前提とした提案
(提案者と実施主体者間で合意がなされている場合は、共同で御提案ください。)
- ・ 既に本市（又は本市が委託する者）が着手している事業と同内容の提案
- ・ 現行法令等に抵触する提案

なお、次の場合は、本提案制度によらず、従来どおり資産を所管する部署において対応します。

- ・ 道路、里道、河川、水路等の占用許可や払下げを求める場合
- ・ 交通、通信、電気、ガスその他の公益事業の用に供するため、使用許可等を求める場合

4 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する個人、法人及びその他団体（共同提案も可）とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は提案者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- ② 市税その他の本市に対する金銭債務について滞納のある者
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者
※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。
- ⑤ 京都市競争入札取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止の措置を受けている者
- ⑥ その他、活用の実施主体として適当でないと市長が認める者

5 提案方法（別紙フロー図参照）

（１）電話又はメールによる問い合わせ，事前照会

提案を検討する資産に関する基礎的な情報については，電話又はメールにて資産イノベーション推進室もしくは資産を所管等する部署（以下「資産所管部署」とします。）までお問い合わせください。なお，お問い合わせの内容によっては，回答までに時間をいただく場合がございますので，あらかじめ御了承ください。

（２）事前相談の受付

本提案制度をより効率的・効果的に運用するため，提案前の事前相談を必須としています。事前相談を行っていない提案は受け付けることができませんので，御注意ください。

ア 実施方法

事前相談は面談により実施します。「京都市資産有効活用市民等提案制度 事前相談書」（第１号様式）に必要事項を記入のうえ，メール，FAX，郵送又は持参により資産イノベーション推進室までお申し込みください。改めて，面談日時等を本市から連絡させていただきます。

イ 本市からの情報提供

事前相談書に記載いただいた内容等を踏まえ，面談時に，本市から対象資産に関する基本的な情報を提供させていただきます。

ウ 本市からのヒアリング

検討されている提案内容についてヒアリングを行います。その内容を踏まえ，関係局区等に対し，提案の実現性・妥当性に関する意見照会を行い，関係法令に抵触する，提案の事業性に重大な課題がある等，明らかに実現性が低いと判断できる提案については，その理由をお伝えしたうえで，再検討をお願いすることとなります。

エ 事前相談の結果通知

事前相談の結果，提案が可能と判断した事前相談については，その旨の通知を行います。

（３）提案の受付

ア 提案の取扱い

提案については，「京都市資産有効活用市民等提案制度 提案書」（第２号様式）に提案内容を記入のうえ，持参により，資産イノベーション推進室に提出してください。受付後，当室から資産所管部署に提案書を送付します。

イ 提案の内容

- ・ 提案内容
- ・ 事業の遂行体制
- ・ 資金計画及び長期収支計画
- ・ 本市施策への貢献度
- ・ 市民生活，地域経済，雇用等に対して期待できる効果
- ・ 地域との良好な関係の構築方法
- ・ 施設の整備方法 など

(4) 庁内審査の実施

提案の内容について、施設所管部署等において庁内審査を行います。

<審査の観点>

庁内審査においては、次の観点から提案内容を総合的に評価します。

- ・ 活用計画の実現性、法令等との整合性
- ・ 提案者の事業遂行体制、信頼性
- ・ 提案者の財務・経営状況の安定性
- ・ 本市施策、市民生活への貢献度
- ・ 地域経済、雇用創出への貢献度
- ・ 地域との良好な関係の構築
- ・ 個別の資産の事情に応じて考慮すべき事項 など

(5) 庁内審査結果の通知

資産所管部署から、庁内審査の結果（提案の採否）を提案者に文書で通知します。

(6) 活用可否の決定及び公表

庁内審査の結果を踏まえて、資産所管部署において契約候補者の選定に向けた要件整理（例：境界確定等）や条件設定（例：活用用途の指定、売却額・貸付料等の算定）などを行った上で、資産の有効活用の可否について決定します。

資産有効活用を行う場合は、その旨を提案者へ通知するとともに、資産所管部署等のホームページに公表します。

6 契約候補者の選定（別紙フロー図参照）

契約候補者（実施主体）の選定に当たっては、提案内容に応じて、次の方法等により選定します。

なお、具体的な実施方法については、別に定める募集要項等によることとします。

- (1) 競争性及び公平性確保の観点から、原則として、公募型プロポーザル（総合評価方式、二段階選抜方式等）により、京都市市民等提案制度による市有地活用事業者選定委員会等の外部有識者等の審査を経て、契約候補者を選定します。

※ 選定時の評価の際に加点等を行うなど、当該資産に対する提案者に優遇措置を講じる場合があります。

- (2) 他の者の別の手段による実施では同等の成果等が得られず、提案者でなければ履行できないと認められる独自のノウハウや創意工夫に基づく提案をはじめ、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合は、提案者を契約候補者として選定します。
- (3) 上記以外の場合は、条件付一般競争入札等により契約候補者を選定します。

7 注意事項

- (1) 各提出書類において、虚偽の内容を記載された場合は失格となります。
- (2) 本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提案内容等について、本市から提案者に連絡することがあります。また、必要に応じて提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。

8 問合せ先及び書類の提出先

京都市 行財政局 資産イノベーション推進室（資産有効活用担当）

T E L : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 2 8 4

F A X : 0 7 5 - 2 1 2 - 9 2 5 3

Eメール：zaisankatsuyo@city.kyoto.lg.jp

※ 持参の場合は、資産イノベーション推進室のホームページに記載されている住所にお越しく下さい。（<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124800.html>）

なお、受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

《京都市資産有効活用市民等提案制度のフロー図》

